

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和24年7月1日に、資格喪失日に係る記録を25年12月5日に訂正し、24年7月から同年10月までの標準報酬月額を6,000円、24年11月から25年11月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年12月5日まで

私は、昭和24年7月ごろA事業所に入社し、25年12月ごろまで勤務した。入社時は、夏で暑かったこと、同じ職種である先輩と一緒に退職したこと及び給与から厚生年金保険料が控除され手取りが少ないと同僚と話したこと等を記憶している。以上のことから、当該事業所において厚生年金保険に加入していたはずであるので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人が一緒に退職したと供述している同じ職種の先輩の社会保険事務所の記録から、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたと推認される。

また、申立期間当時の給与、社会保険事務担当者は、「申立人は、自分より後から入社してきた。厚生年金保険は、入社すると全員加入させなければいけないと思っていたので加入させていた。厚生年金保険料も入社すれば控除していたはずであるので、申立人の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えるのが相当である。

さらに、上記事務担当者が記憶している当該事業所の工場勤務していた労働者数と、健康保険労働者年金保険被保険者名簿（昭和23年に作成された被保険者名簿であるが、申立期間当時も当該様式を使用している。）に記載されている事業主と事務担当者を除いた厚生年金保険被保険者数とがおおむね一致しており、申立期間当時、当該事業所の従業員全員を正社員として厚生年金保険に加入させていたとの事務担当者の供述に不自然さは見られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同じ職種の業務に従事していた年齢の近い同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和24年7月から同年10月までの標準報酬月額を6,000円、24年11月から25年11月までの標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所保管の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同名簿は連番で欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年7月から25年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間③については、申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和26年5月1日、資格喪失日は31年3月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①、②及び④については、申立人は、当該各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該各申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年7月9日まで
② 昭和22年4月1日から23年2月10日まで
③ 昭和26年5月1日から31年3月15日まで
④ 昭和32年6月12日から37年12月30日まで

申立期間③については、申立期間②において勤務していたA事業所に再就職した期間で、昭和26年から31年頃まで勤務していたにもかかわらず、その記録が欠落しているため、厚生年金保険被保険者としての記録を回復してほしい。

また、申立期間①、②及び④については、昭和38年9月6日に脱退手当金を支給されている記録があるが、その支給対象となっている最終の事業所であるB事業所を退職後、すぐに国民年金に加入し国民年金保険料を納付し続けていることから脱退手当金を請求する意思がなかったことは確かであり、脱退手当金の支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、社会保険庁が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の当時の氏名で管理されている被保険者記録があり、この者が同事業所において昭和26年5月1日に被保険者資格を取得し、31年3月15日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、この者の被保険者記録を見ると、i) 生年月日が申立人のものと一致していること、ii) 被保険者期間が申立人の当該事業所に再就職したと主張す

る期間と符合していることから判断して、この記録は申立人のものであることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、調査の過程で確認された厚生年金保険被保険者台帳の記録は申立人のものであると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間①、②及び④に係る脱退手当金については、申立期間④に係るB事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和38年9月6日に支給決定されていることが確認できる。

脱退手当金を請求する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を対象とするところ、申立人の場合、申立期間③を請求対象から外しているが、i) 申立期間③は約5年間と長期であること、ii) 支給済みとなっている申立期間②（約10か月）と申立期間③に勤務していた事業所が同一であることから、勤務期間が長期間である申立期間③を失念して、短期間である申立期間②のみを請求するとは考え難いこと、iii) 申立期間③を請求対象から外す周辺事情が見当たらないこと、iv) 申立人本人が脱退手当金を請求したとすると、請求時点で申立期間③が被保険者期間となっていないことが判明し、被保険者記録は統合され、申立期間③に係る申立ては発生していないと考えられることから判断して、申立人本人が請求したとは考え難い。

また、B事業所における申立期間④当時の同僚に対する脱退手当金の支給状況を社会保険庁のオンライン記録等で見ると、脱退手当金を受給する資格のある同僚8人のうち4人に受給記録があり、このうち資格喪失日から支給決定日までの期間が6か月を超える2人はいずれも「脱退手当金の請求手続を自ら行った。」と供述していることから判断して、申立人について、事業主が脱退手当金支給に関する事務処理に関与したとは考え難い。

さらに、申立期間①に係る脱退手当金の算定基礎となるC事業所の当時の健康保険労働者年金保険被保険者名簿（昭和19年法改正後に作成された被保険者名簿であるが、申立期間当時も当該様式を使用している。）には、申立人の氏名、標準報酬等級の記載が見当たらず、脱退手当金の算定根拠が不明確となっている。

こうしたことから、申立人の年金記録の管理が適正に行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び④に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は昭和21年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月21日から27年9月まで

戦争が激しくなった昭和18年頃に叔父の紹介でA事業所に就職した。当時、同事業所は、軍需工場と化し飛行機の部品を作っていた。終戦後、進駐軍が来るのでいったん田舎に帰ったが、会社に籍を置いていたのですぐに会社に戻った。戦後しばらく叔父の家から通勤していたが、B市町村内にあった会社の寮に移り、28年の結婚前まで寮から会社に勤務しており厚生年金保険にも加入しているはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所への就職から終戦までの状況等の事実経過の説明に不自然さが見られないことから、同事業所に継続して勤務していたことが推認される。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿は昭和21年4月に更新されているが、更新されるまでの名簿においては、申立人の氏名が確認できる上、申立人が同じ寮に住み同事業所に一緒に通勤し、自分より先に退職したと主張する同僚の記録については、同名簿において同年4月1日に厚生年金保険の資格喪失となっていることが確認できることから、申立人についてもこの時期まで、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、i) 社会保険庁に保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日及び喪失原因並びに資格期間の記入は無く、「補正不能台帳」とのスタンプが押印されていること、ii) 社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険資格喪失日についての記入が無く不明であるにもかかわらず、オンライン記録上では、昭和20年10月21日を以て資格喪失と記録されていることなど、不自然な記録が見受けられることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和20年10月の社会保険庁の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和21年4月2日から27年9月までについて、A事業所は「当時の資料は存在せず、社会保険に関する実情については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態等について確認することができない。

また、申立人から氏名の挙がった同僚4人は既に死亡しており供述を得ることができない上、当該同僚のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる1人についても、昭和21年4月1日に厚生年金保険を資格喪失しており、社会保険事務所保管の更新後の厚生年金保険被保険者名簿には、当該同僚を含め申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人自身も、当該期間における健康保険被保険者証の所持の有無及び厚生年金保険料の事業主による控除について明確な記憶が無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から42年3月まで

学校卒業後、両親及び兄と共に家業に従事していた。申立期間当時、家業の経理などは亡くなった母が担当しており、家族の国民年金保険料も母が納付していた。一緒に働いていた兄は20歳到達を機に両親と共に国民年金に加入し保険料を納付しているが、私の保険料については、20歳に到達した昭和39年*月から3年近くも経過した42年5月から納付し始めた記録となっている。母は、会社を退職後、70歳を過ぎるまで家業の経理をしており几帳面な性格であったので、私が20歳になった時から、未納とすることなく保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親及び兄と共に家業に従事していたので、亡くなった母が兄と同様に自分も20歳到達時より、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれているはずであると主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及び長妹の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月1日に連番で払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村保管の申立人の家族の国民年金被保険者名簿において、国民年金制度が発足した昭和36年当時、加入要件である20歳に到達していた申立人の両親及び兄の資格取得手続が行われていることが確認できるが、申立人と長妹及び次妹については、それぞれが20歳に到達した以後しばらくの間、資格取得手続は行われていない上、申立人及び長妹の保険料納付については、43年4月16日付けで昭和42年度の保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすれば、申立期間の一部は、制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していた母はすでに死亡しているため、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付状況は不明であるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和47年3月末に会社を退職したが、その当時両親や兄のアドバイスもあったので、退職直後に市町村役場で国民年金の加入手続をし、その時から国民年金保険料を年払いしていた。申立期間について未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月19日に払い出されており、その時点では既に申立期間の国民年金保険料は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、会社を退職してすぐに国民年金に加入してからは、毎年、年払いで保険料を納付しており、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳によると、国民年金手帳記号番号の払出時である昭和52年3月に、さかのぼって納付が可能な全期間である昭和49年度及び50年度分の保険料を納付していることが確認でき、その主張は不自然と考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年1月4日まで
金融機関に2年間勤務した後、A組合から勤務してもらいたいとの依頼があり、昭和40年7月から41年5月まで同組合(41年1月、近隣の組合と合併したことにより、B組合となる)に勤務したが、41年1月からの記録しか残っていない。
退職してから40数年経っており、書類は残っていないが、A組合での期間を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合において健康保険の加入記録がある同僚の供述及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が昭和41年1月4日より前に当該組合にて勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の記憶する同僚4人に対し、申立人の当該組合における勤務期間について照会したが、有力な供述は得られず、正確な勤務期間を確認することができない。

また、上記の同僚4人のうち1人には、申立期間において当該組合における健康保険の加入記録はあるものの、農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無く、このことについて、その同僚は、「A組合では農林漁業団体職員共済組合に加入する者と加入しない者がいたが、B組合になってからは強制的に加入するようになった。」と供述している。

さらに、農林漁業団体職員共済組合に対し、申立人のA組合における組合員資格について照会したところ、B組合から組合員資格の取得及び喪失届が提出され、記録されているとの回答があり、また、B組合の承継団体であるC組合にも照会したが、申立人の申立期間に係る掛金の控除、組合員資格の届出、掛金の納付について、すべて不明と回答している。

加えて、A組合の当時の組合長は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月から28年5月まで
② 昭和28年5月から同年9月まで
③ 昭和28年9月から30年6月28日まで
④ 昭和30年10月1日から33年4月1日まで
⑤ 昭和34年8月24日から35年11月8日まで

申立期間①、③、④及び⑤についてはA事業所にて、申立期間②についてはB事業所において、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いため、厚生年金保険被保険者期間として記録の訂正を希望するとの申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知文を受け取った。

今回、申立事業所であるA事業所の社史が見つかり、その中に、すべての申立期間について勤務していたことを証明する写真があるので、再度記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①、③及び④は、A事業所に保存されている雇用記録によると、申立人は昭和34年9月1日に採用と記録されている上、当時の複数の同僚は、「申立人が当該事業所で勤務していたことは記憶しているが、当初、請負職人として勤務しており、いつから正社員として勤務していたのかはわからない。」と供述していることから、申立人が、当時、当該事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できないこと、ii) 申立期間②は、申立人はB事業所の本社に採用された記憶が無く、当該事業所の支社に勤務していたと思われるが、当該期間は同支社が厚生年金保険の適用事業

所となる 29 年 4 月 13 日以前の期間であること、iii) 申立期間⑤は、申立人が当該事業所に採用された記録は、上記のとおり確認できるものの、当時の同僚は、「当時は 1 年以上の試用期間があった。」と供述していることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の状況が分かる資料として申立事業所である A 事業所の社史（写真等の資料集）を提出しているところ、i) 申立期間①及び③の当時に撮影された集合写真に申立人が写っており、両申立期間において当該事業所で仕事に従事していたことは確認できるが、同社史の資料である「昭和 61 年度在籍者名簿」に記載された申立人の入社年月は 34 年 9 月となっていること、ii) 申立期間④に係る集合写真のなかで、申立人が写っている写真は掲載されていないこと、iii) 申立期間②の当時に B 事業所 C 作業所で撮影された集合写真に申立人が写っているが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる 29 年 4 月 13 日以前に撮影されたものである上、上記社史における様々な建設工事に際しての集合写真であることから、申立人は、当該期間において A 事業所に所属していた可能性も考えられるが、その場合においても、A 事業所での採用日以前の写真である。

また、申立期間①、②及び③について、集合写真に申立人と一緒に写っている元同僚の中で、その当時の厚生年金保険加入記録がない者が複数見られ、写真に写っている者と、その者の厚生年金保険加入状況は必ずしも結びつくものではない。

さらに、申立期間⑤の当時に撮影された集合写真に申立人が写っており、当該事業所の回答及び上記名簿に掲載されている申立人の採用年月の後に、当該事業所において勤務していたことが確認できるが、同名簿に記載のある元同僚の入社年月と厚生年金保険加入記録を確認したところ、入社年月から 1 年以上経過した後に厚生年金保険に加入している者が多数認められ、申立人が採用当初から厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。